

[事案 2019-38] 新契約無効請求

・令和元年 7 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から誤説明を受けて契約したこと等を理由として、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 2 月に契約した終身医療保険について、以下の理由等により、契約を取り消してほしい。

- (1) 契約時、既に他の生命保険に複数加入していたことから、保険加入の必要性はないとして勧誘を断っていた。しかし、募集人から「学資保険の代わりになる。10 年で満期になり、満期返戻金もあるので、再運用するとよい」「不利になるようなことは一切ない」などと虚偽の説明を受け、重要事項の説明はないまま、急かされて契約手続きをした。
- (2) 10 年経過後に、解約返戻金が既払込保険料を下回ることを聞いていない。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は、本契約が終身医療保険であることを伝え、設計書を提示のうえ、経過年度毎の解約返戻金額等を説明していた。一方、募集人は、申込書類等に不備があったにもかかわらず、そのまま手続きを進めるなどしていた経緯から、募集人が申立人の意向を十分に確認していなかった可能性が高い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。